

■事業者の責務等について(佐賀市の既存条例の中から該当するものを全てを抜粋)

資料8

名称	佐賀市環境基本条例	佐賀市個人情報保護条例	佐賀市男女共同参画を推進する条例	佐賀市暴走族等追放条例	佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例	佐賀市の河川をきれいにする条例	佐賀市景観条例	佐賀しみどりあふれるまちづくり条例
	平成17年10月1日	平成17年10月1日	平成20年4月1日	平成17年10月1日	平成17年10月1日	平成17年10月1日	平成24年4月1日	平成20年6月1日
定義			(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (4) 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。					
事業者の役割	(事業者の役割) 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。							
事業者の責務	(事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が仕事と家庭生活等における活動とを両立して行うことができるように配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第8条 自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売若しくは取付け又は自動車等の改造をしないよう努めるものとする。 2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、法第62条若しくは第71条の2又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第19条若しくは第73条第1項(同法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者に燃料を販売しないよう努めるものとする。 3 衣服、はちまき、旗等(以下「衣服等」という。)に刺しゅう又は印刷(以下「刺しゅう等」という。)をすることを業とする者は、衣服等に暴走族等を誇示する表示の刺しゅう等をしないよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、再生資源の利用の促進を図るとともに、事業系廃棄物の発生を抑制し、その減量に努めなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理体制を確保する等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 事業者は、その事業に係る製品又は副産物を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。 5 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、積極的に景観の形成に貢献するよう努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、緑化推進等について必要な措置を講じるとともに、市が実施する緑化推進等に関する施策に協力しなければならない。	

事業者の義務				<p>(多量排出事業者の義務)</p> <p>第5条の2 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物減量等推進責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物減量等推進責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 多量排出事業者は、前項の計画に従い、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>4 多量排出事業者は、その事業所の建築物又は敷地内に、再使用又は再生利用の対象となる物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。</p>			
--------	--	--	--	---	--	--	--